

旅館業の営業許可に係る意見の申出状況について

旅館業法第3条第4項の規定に基づく保健所長から教育委員会への意見の求めに対する、従前の例による教育委員会の意見の申出の状況について、下記のとおり報告する。

記

1 保健所長から求められた意見について

中野区立学校及び中野区立図書館の概ね100メートル区域内で旅館業の営業許可を与えるに当たり、当該施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがないかについて意見の求めがあった。

2 教育委員会の意見の申出について

保健所長から教育委員会への意見の求めを受け、当該学校長の意見を聴取し、従前の例により、以下のとおり教育委員会の意見を申し出た。

（1）回答期間 令和7年10月～12月

（2）回答件数 簡易宿所営業 0件
 旅館・ホテル営業 7件

（3）申請地及び学校等との距離等

申請地及び学校等との距離は以下のとおり。詳細については別紙のとおり。

- No.1 中野区立みなみの小学校・・・約50m
- No.2 中野区立緑野中学校・・・約110m
- No.3 中野区立中野本郷小学校・・・約80m
- No.4 中野区立鷺宮図書館・・・約50m
- No.5 中野区立中野本郷小学校・・・約110m
- No.6 中野区立北原小学校・・・約60m
- No.7 中野区立桃花小学校・・・約100m

(4) 教育委員会の意見

【No. 1～No. 7 共通】

以下①～③のとおり。

- ①当該学校施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれの有無については不明であるが、そのおそれが生じないよう当該施設の営業許可に当たっては、清純な施設環境の維持と運用ルールの確立についての配慮を求める。
- ②地域の良好な生活環境を保つため、宿泊者の迷惑行為又は迷惑行為が生じるおそれがある場合における施設管理者への連絡方法の明示や地域の住民からの苦情について真摯に臨むための体制の確保について、当該施設の管理者への指導を要望する。
- ③当該施設の管理者に当たっては、定期的に現地を巡回し宿泊者の把握に努め、利用のルールを徹底し、責任をもって管理されることを要請する。

(別紙)

No.	1	2	3	4
教育委員会の 意見申出日	令和7年10月17日	令和7年10月17日	令和7年11月13日	令和7年12月3日
申請地	中野区弥生町五丁目11番29号3F	中野区野方四丁目43番5号スカイガーデン 601	中野区弥生町一丁目21番10号クレスト中 野弥生1階、2階、3階	中野区鷺宮三丁目19番13号鷺宮3丁目ビ ル1F、2F、3F
申請者	わびさびハウス株式会社 代表取締役 天野 康伸	株式会社FELICIDAD 代表取締役 末永 泰寛	Spoon Bike株式会社 代表取締役 隈部 ヴィンシ	合同会社楽スペ 代表社員 李 光洙
営業種別	旅館・ホテル営業	旅館・ホテル営業	旅館・ホテル営業	旅館・ホテル営業
名称	わびさびホテル Shinjuku West	Elegance Tokyo	Crest House	Your Tokyo Nakano
客室及び定員	2室4名	1室3名	3室18名	3室15名(1室5名)
学校等との距離	中野区立みなみの小学校 (約50m)	中野区立緑野中学校 (約110m)	中野区立中野本郷小学校 (約80m)	中野区立鷺宮図書館 (約50m)
No.	5	6	7	
教育委員会の 意見申出日	令和7年12月3日	令和7年12月3日	令和7年12月24日	
申請地	中野区弥生町一丁目54番16号	中野区野方五丁目33番18号	中野区中野三丁目1番2号	
申請者	合同会社タニーズファム 代表社員 谷本 まりな	京重インベストメント株式会社 代表取締役 場谷 弘樹	株式会社T-UNIT E 代表取締役 大谷 龍弘	
営業種別	旅館・ホテル営業	旅館・ホテル営業	旅館・ホテル営業	
名称	Tany's Hotel Yayoicho	星の宿	TOKYO BASE Nakano	
客室及び定員	1室10名	2室17名	1室3名	
学校等との距離	中野区立中野本郷小学校 (約110m)	中野区立北原小学校 (約60m)	中野区立桃花小学校 (約100m)	